

○旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月27日条例第12号

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年旭川市条例第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市の責務)

第3条 市は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により減量を推進するとともに、分別収集を行う等その適正処理を図るものとする。

2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施には、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的運営に努めるものとする。

3 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。以下同じ。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物の再生利用等に努めるとともに、包装、容器等の適正化を図ることにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量、分別排出その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、排出方法、処理施設、受入時間等の基本的事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(市の処理)

第7条 市は、家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を収集し、運搬し、及び処分するものとする。

2 市は、必要と認める事業系一般廃棄物の処分を行うものとする。

(適正処理困難物)

第8条 市長は、市が処理を行っている一般廃棄物のうちから製品、容器等で、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出方法)

第8条の2 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、市が処理を行う一般廃棄物を一般廃棄物処理計画及び規則で定める方法により排出しなければならない。

(排出禁止物)

第9条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して支障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排出してはならない。

(一般廃棄物の自己処理)

第10条 占有者等で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するものは、当該廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2で定める基準に従い処理しなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第11条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、多量の家庭廃棄物を生ずる排出者に対し、当該家庭廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第12条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に關し、[別表第1](#)に掲げるとおり手数料を徴収する。

2 手数料は、特別の事情がある場合は、市長の許可を受けて後納とすることができる。この場合における手数料の納期は、市長が別に定める。

(手数料の減免)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき生活扶助を受けているとき。

(2) 天災その他特別の事情があると認めるとき。

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第13条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「対象施設」という。)とする。

(縦覧)

第13条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 縦覧の場所

(2) 縦覧の期間

(3) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項

(4) 実施した生活環境影響調査の項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による縦覧をするときは、生活環境影響調査の結果を記載した書類と併せて、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

3 第1項第2号に掲げる縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第13条の4 法第9条の3第2項の規定により、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第3項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、前条第1項の規定による告示の際、併せて告示するものとする。

第14条及び第15条 削除

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第16条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 事務所又は事業場の所在地

(3) 取り扱う一般廃棄物の種類

(4) 設備器材の名称及び数量

- (5) 従業員数
 - (6) 作業計画
 - (7) 一般廃棄物の処分先
- 2 法第7条第2項又は第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、前項各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項及び前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
(許可等に係る手数料)
- 第16条の2 **別表第2**の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、申請の際、同表の中欄に掲げる手数料として、同表の右欄に掲げる額を納入しなければならない。
- 2 既納の手数料は、還付しない。
(清潔の保持)
- 第17条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、市長が定める計画に従い清掃を実施しなければならない。
- 2 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、道路、河川その他の公共の場所に、紙くず、空き缶、吸い殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。
- 3 前項に規定する場所の管理者は、常に当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
(報告の徴収)
- 第17条の2 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。
(立入検査)
- 第17条の3 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入らせ、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)
- 第17条の4 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。
- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に規定する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでのいずれかに該当する者であること。
 - (4) 前3号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
- (廃棄物減量等推進審議会)
- 第18条 市長の諮問に応じ、本市における一般廃棄物の減量化を推進するための方策等に関する事項を審議するため、旭川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員20人をもって構成する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委任)
- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の埋立処分について適用し、施行日前の埋立処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の許可を受け

ている者は、施行日に新条例第16条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者とみなす。

附 則(平成7年3月28日条例第15号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第14号)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正規定(同表に次のように加える部分を除く。)は、平成9年10月1日から施行する。

2 施行日から平成9年9月30日までの間は、この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表中「115円」とあるのは、「113円」とする。

附 則(平成10年3月30日条例第14号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月2日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月26日条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月15日条例第56号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第59号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表し尿処理手数料の項の次に次のように加える改正規定及び同表ごみ埋立処分手数料の項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月26日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第21号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日条例第24号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成15年9月25日条例第49号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定及び第9条の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1ごみ処理手数料の項第1項の規定は、平成19年8月1日以後の処理に係る手数料について適用する。

附 則(平成22年3月25日条例第14号)

1 この条例は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月24日条例第17号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第26号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第41号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月13日条例第71号)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和2年4月1日(以下「適用日」という。)以後の処理、埋立処分又は焼却処分に係る手数料について適用し、適用日前の処理、埋立処分又は焼却処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 施行日から適用日の前日までの間に収集することを約したし尿処理手数料(工事中仮設トイレに係るものを除く。)については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

種類	区分	額	徴収の方法
し尿処理手数料	し尿を収集、運搬及び処分するとき。	50リットル当たり450円 ただし、し尿総量が50リットルに満たないときはこれを50リットルとし、その総量が50リットルを超える場合において50リットルに満たない端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。	旭川市証紙条例(昭和39年旭川市条例第16号)第2条第3号 に定める専用証紙により、その都度これを徴収する。
ごみ処理手数料	1 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集、運搬及び処分するとき。	規則で定める指定ごみ袋1枚につき (1) 5リットル用 10円 (2) 10リットル用 20円 (3) 20リットル用 40円 (4) 30リットル用 60円 (5) 40リットル用 80円	規則で定める方法により徴収する。
		規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でない認められる場合にあつては、規則で定める1単位につき 80円	規則で定める方法により徴収する。
	2 家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき。	規則で定める区分に応じ、1個につき 300円又は650円	規則で定める方法により徴収する。
	3 家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。	1個につき 2,800円	規則で定める方法により徴収する。
ごみ埋立処分手数料	一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに156円	搬入の都度これを徴収する。
ごみ焼却処分手数料	事業系一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに83円	搬入の都度これを徴収する。

備考 工事中仮設トイレに係るし尿処理手数料については、収集1回につき50リットル当たり150円を加算する。ただし、収集1回につき加算する額の合計が1,500円を超えるときは、1,500円を加算する。

別表第2

手数料を徴収する事務	手数料の名称	額
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 16,000円
法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 13,000円
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 16,000円

法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 13,000円	
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 16,000円	
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 16,000円	
法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 131,000円
		その他の一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 111,000円
法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査	一般廃棄物処理施設定期検査手数料	1件につき 31,000円	
法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 121,000円
		その他の一般廃棄物処理施設の場合	1件につき 101,000円
法第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 28,000円	
法第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 18,000円	
法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 68,000円	
法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき 68,000円	
法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	自ら処理特例認定申請手数料	1件につき 147,000円	
法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	自ら処理特例変更認定申請手数料	1件につき 134,000円	

法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円	
法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円	
法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円	
法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円	
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 71,000円	
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 92,000円	
法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円	
法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 74,000円	
法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円	
法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 95,000円	
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 72,000円	
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 95,000円	
法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の場合	1件につき 140,000円
		その他の産業廃棄物処理施設の場合	1件につき 120,000円
法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査	産業廃棄物処理施設定期検査手数料	1件につき 31,000円	
法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設	1件につき 130,000円

の許可の申請に対する審査		の場合	
		その他の産業廃棄物処理施設の場合	1件につき 110,000円
法第15条の3の3第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき	28,000円
法第15条の3の3第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき	18,000円
法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき	68,000円
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき	68,000円